

釜石市医学生応援給付金の新設について

1. 目的

将来、医師の業務に従事しようとする釜石市出身者に対して釜石市医学生応援給付金を給付することにより、これらの者の修学を応援し、もって釜石医療圏で就業する医師の充実を図るもの。

奨学金のような返還義務やその免除、条件付きの就業義務はないが、地域医療の現状等を発信し続け、市とのつながりを維持するもの。

2. 対象者

申請時に次の全てに当てはまる人

- (1) 学校教育法に規定する大学（医学を履修する課程に限る）に在学している者
- (2) 本人が大学に入学する前までに、釜石市内に住所を有したことがある者
- (3) 父母、祖父母、兄弟姉妹その他生計を一にする親族が給付の申請の際、現に市内に住所を有し、かつ、市内に居住している者

3. 給付金、申請時、給付後の要件

- (1) 支給対象者1人につき50万円
・奨学金のような返還義務、市内での就業の義務はない。
- (2) 申請は、大学への入学の日から6か月以内に行わなければならない。
- (3) 給付後は、市とのつながりを維持するため、医療に関する情報提供を受けることを要件としている
・地域医療に関する現状や各種フォーラム等の案内や資料の送付、帰省時の医師志望生徒との交流依頼を想定。